

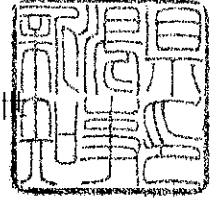
監 第3418号

令和 2年12月16日

(株) 鈴木組

鈴木 米昭 様

新潟県知事 花 角 英 十



一般 建設業の許可について (通知)

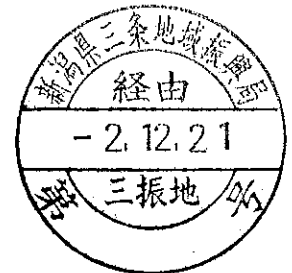
令和 2年 1 1月 2 6日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	新潟県知事 許可(般一 2) 第 15981 号
許可の有効期間	令和 2年12月22日から令和 7年12月21日まで
建設業の種類	

土木工事業
管工事業
造園工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
舗装工事業
さく井工事業
解体工事業



注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 11月 21日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)